



行き先不透明のバングラデシュ —劣悪労働環境、労働者基本権侵害など

金属労協(JCM)顧問 小島正剛

長めのプロローグ

インダストリアルが発足して1年以上が経過した。この間、観測筋にとっても、注視される国の一つにバングラデシュがあったが、その抱える諸課題に、新組織がどう対処するかが関心の一つであった。すなわち、①劣悪な労働環境問題であり、②深刻な労働者基本権侵害の状況である。

バングラデシュはかつてガンジス川の氾濫で涵養された世界有数の豊かな土地を誇り、「黄金のベンガル」といわれる時代も

あった。それが今日では人口1億5200万人を抱え、1人当たりGDPは766ドル(2012年)。1日2ドル以下での生活を余儀なくされる国民は、全体の75%にもおよび貧困状況にある。労働力構成は農業が62.3%、サービス業29.4%、鉱工業が8.3%となっていて、圧倒的に農業人口の占める比率が高い。軽工業化の先頭を切ったのは繊維産業であった。1970年代、繊維不振となった韓国、香港からの投資が先駆けとなった。以来、低廉な労働コストを比較優位として繊維産業は拡大し、

バングラデシュの輸出の80%を繊維・縫製品が占めるまでになった。際立つのは世界的なブランドとされる大手繊維メーカーの進出である。そうした状況下、さる4月下旬、未曾有の労働災害の悲劇が繊維産業を襲って内外を震撼させると、インダストリアルはその力量を発揮、歴史的とされる「防火・ビル安全協定書」締結を仕上げた。

本稿ではそれを報告し、合わせて労働者基本権に係わる「労働法改正への動き」について概観する。



1 ラナ・プラザ 縫製工場ビル崩壊と、 安全協定の成立

大惨事が発生したのはさる4月24日。首都ダッカから30キロ程の近郊サヴァールで、8階建ての縫製工場ビル、ラナ・プラザ



行き先不透明のバングラデシュ — 劣悪労働環境、労働者基本権侵害など

ラナ・プラザ縫製工場ビル崩壊現場(写真提供=インダストリアル本部)



が崩壊し、死者1127人という空前の犠牲者を出した。重軽傷者は2000人を超えたのである。

このビルでは、欧州企業向けの下請け業者5社の工場が操業していた。崩壊前日に当局の工場検査官がビルに亀裂を見つけ、入館禁止命令をビル・オーナーに伝えていたのだが、縫製工場は翌日の欠勤を許さなかったという。このビルはもともと4階建

てであったのを、補強工事なしに8階まで増築したもので、縫製機器導入を始めとする荷重ストレスを軽視したものと見られている。

劣悪労働環境

この国の繊維・被服産業にあっては、この災害が初めての悲劇なのではない。

その2カ月前にはこれもダッカ近郊でタズリーン・ファッショ

ンなど工場火災が2件発生し、合わせて120人の縫製労働者が死亡、多数の重軽傷者を出している。そのとき、ことを重視したインダストリアルは、2月22日にダッカでステークホルダーによる会議開催にこぎつけ、防火・安全対策強化を始め、労働者の

どであった。

歴史的な防火・安全協定書

基本権確立や最低賃金の引き上げが喫緊の課題と強調したことであった。これには通産相、労相、主要なブランドやバイヤーの代表、関係労組代表、バングラデシュ衣料製造輸出連盟(BGMEA)代表、そしてILOや内外のNGO代表が参集した。

右に見たステークホルダー会議の結論にもかかわらず、2カ月後の4月にくだんのラナ・プラザ縫製工場ビル崩壊の悲劇は発生した。今度ばかりは結成して日の浅いインダストリアル・バングラデシュ協議会(IBC)の行動が全国にインパクトを与え、多い時には20万人に上る労働者が抗議デモに参加した。

結論から言えばステークホルダー会議の合意事項を踏まえ、5月16日、防火・安全対策強化を定める協定文書が成立した。署名した企業にはマーク&スペンサー、H&M、アバクロンビー&フィッチ、ベネトン、テスコなど欧州系のアパレル・ブランド、関連企業を中心に約40社(その後80社に拡大)が名を連ね、1000を超え縫製工場を対象として注目を集めた。

これはインダストリアルが、



行き先不透明のバングラデシュ
 - 劣悪労働環境、労働者基本権侵害など

UNICEFグローバル・ユニオンとともに、クリーン・クローズ・キャンペーンなど主要なNGOと共同キャンペーンを張って達成したもので、歴史的成果とされる。7月8日までには、当面5年間で有効の防火・ビル安全協定書を発効させ、総合的な安全点検・工場補修・訓練・労働者の参与などを行うじて、持続性ある被服産業を確立する方向性が具体化した。

インダストリアル・ユルキ・ライナ書記長は、「この歴史的な、法的にも拘束力ある協定書はバングラデシュ被服産業の安全性と持続性を保証する上で重要だ。過去7年間に1800人もの犠牲者を出した事実から見れば、従前の任意協定が機能しなかったことを示している。したがって労働組合、国際ブランドおよび小売業者、バングラデシュ当局、経営者、そして職場で結社の自由を保証された労働者の参与を通じた、強力なチームワークがあつてこそ初めて根本的な変革が可能となる。」と述べている。

また、米国の17の投資グループ(運用総資産額1兆3000億ドル≒130兆円)も「共同声明」を発し、とくに投資先での社会的責任(CSR)の重視、コンプライアンス遵守、サプライチェーンにおける安全確立と事業の透明性を訴えている。協定から外れたウォルマートやGAPに対しては早急に責任ある決定をするよう勧告している。グループの中に全米自動車労組(UAW)退職者医療給付トラス

2 労働法改訂への動きは

トの名があるのは興味深い。

もう一つの重要課題は、長らく労働者基本権侵害を許容してきた「労働法」の改訂である。

高まる国際的批判

昨年9月、世界貿易機関(WTO)一般閣僚会議がジュネーブで開かれ、「バングラデシュの貿易政策レビュー」を行った際、国際労組総連合(IITUC)は、

労働基準の遵守状況に関する「報告書」を提起している。その核心は、この国が、ILOの中核的労働基準(8条約)のうち7条約を批准しているにも拘らず、実態は基準との乖離が甚だしく、抜本的な改善が必須課題と強調したことであった。

「結社の自由」に例を取れば、労働組合に対し当局への「登録」を義務付け、そのためには厳しく複雑な規制を課してもいい、しかも組合を認証する登録官が多くの場合新規組合の登録申請をおのれの裁量で却下してしまう。旧イギリス植民地時代の悪しき労働行政の残滓といえるだろう。

IITUC報告書は、さらに一部経営者の前近代的な組合敵視姿勢にも批判を加えている。組合結成を試み、または加入する従業員にハラスメントを加え、脅迫し、解雇し、はては組合活動家らを不当に告訴しても、黙認されてしまう状況が指摘されている。しかも外資系企業の操

業する輸出加工区(EPZ)では組合結成や団体交渉の自由は許されない。それが外資への誘い水になっていることは否めない。しかも今日労働コストは中国の6分の1程度にすぎず、中国から当地への移転を検討する企業も増えつつあると聞く。

内外労働運動からの批判は近年高まりつつある。インダストリアルやIITUCからの圧力が続く中、インダストリアル・米加盟組織の意を体した米労働総同盟差別会議(AFL-CIO)が米政府に対し、バングラデシュを一般特惠関税制度(GSP)の適用除外とすべきとの申し立てをしたのは、すでに2007年のことであった。

一般特惠関税制度(GSP)適用除外のインパクト

GSPとは、言わずもがな、先進国が発展途上国の工業化や経済発展促進の一助として、輸入する一定の農産品や鉱工業製品に対し、一般関税率より低い税率を



行き先不透明のバングラデシュ
— 劣悪労働環境、労働者基本権侵害など

倒壊したビルから運び出される女性労働者
(写真提供=インダストリアル本部)



適用する優遇制度だ。この制度を決めたのは国連貿易開発会議（UNCTAD）で、当時、直面する南北問題解決の一手段として特別措置の制度的枠組みを形成、合意した。ちなみに日本の場合、1971年からGSPを実施している。かつては、韓国、台湾、香港、シンガポールといったアジアの4頭の虎もGSPの恩恵に浴したのである。

バングラデシュの法改訂への動きについても結論から言えば、GSP適用除外とすべしとのAFL-CIOの申し立てが功を奏した。くだんのラナ・プラザ縫製工場ビル崩壊の惨事がその大きな決定要因となったと考えられる。GSP適用には、人権や労働者基本権の遵守が前提条件となっているのだ。

すなわち、バングラデシュ政府が不当にも基本権を侵害しており、GSPの優遇適用条件を満たさぬとの判断が、米政府を動かした。6月28日、バングラデシュへの適用除外を決定したのである。

バングラデシュ政府は驚愕した。唯一とも言える軽工業化の先兵、繊維産業が米国を始め国際マーケット場裏で四面楚歌となる可能性が急激に高まったのだ。2月のステークホルダー会議の

合意をも踏まえつつ、米政府の決定発表後数日を経ずして、労働法の改訂に着手する旨を公表したのである。

■裏切られた期待

しかし、7月15日、執筆時点で先週、国会が採択した改訂法は、安全衛生面で若干の前進を見せたものの、依然としてILO基準からは乖離しており、大方の期待を裏切るものとなった。一部国会議員兼務の経営陣が暗躍したのではと取り沙汰されている。

微調整としか言い様のない改善点は、たとえば、従来新規組合の登録時に必須であった組合幹部リストの提出を不要としたぐらいであろうか。リストがハラスメントや解雇などの材料とされているとの批判を躲す意図があったらう。

短めのエピソード

すでに見たように、安全協定に比すれば、労働者基本権侵害

を是正するにはさらに障害が多い。思うに、衣料輸出の60%を受け入れるEUをはじめ、先進諸国が、今後協調してバングラデシュ政府に働きかけることが肝要であろう。例えば、各地域に見る関税障壁撤廃への動きを横目に、一致してGSP適用除外への方向性を示すことができれば、より早く根本的な法改訂を引き出す可能性が生まれるのではないか。

ILOは、改訂法の翻訳が終わり次第、年末に向けて内容を精査するとしている。

(2013年7月22日記)

●金属協顧問

小島正剛 こじま・せいごう

60年IMF(国際金属労連)日本事務所に入職以来、金属労協事務局長代理、同国際局長、同副議長(国際委員長)(以上IMFとの兼務)、IMF地域代表を務めるなど国際労働運動一筋。98年金属労協顧問に。日本労働ペンクラブ会員他。主要著書「海外労働アラカルト」他。